

定 款

株式会社オーテック

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社オーテックと称し、英文ではOTEC CORPORATIONと表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 鉄管、継手、バルブ、コック並びに暖房・冷房、衛生器具類の製造販売
2. 機械工具、電気器具の製造販売
3. 電気諸設備材料の製造販売
4. 自動制御機器類の販売及び自動制御装置の製作並びに国内外における施工、保守サービス
5. 前各号の機器類、装置及び工具の輸出入
6. 電気工事業、管工事業、電気通信工事業、機械器具設置工事業及び消防施設工事業
7. 不動産の賃貸管理業
8. 前各号の事業に付帯する業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都江東区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、1, 600万株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 1. 当会社は、株主名簿管理人を置く。
2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料並びに株主の権利行使に際しての手続等については、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

第14条 1. 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会であらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第15条 1. 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。
2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しない。

(決議の方法)

第16条 1. 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第17条 1. 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
2. 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

- 第18条 1. 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10名以内とする。
2. 当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

(取締役の選任)

- 第19条 1. 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。
4. 監査等委員である取締役の補欠者の選任の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(取締役の任期)

- 第20条 1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第21条 1. 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。
2. 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

- 第22条 1. 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会であらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

- 第23条 1. 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。
ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

- 第24条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規則)

- 第25条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(重要な業務執行の決定の委任)

- 第26条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部の決定を取締役に委任することができる。

(取締役の報酬等)

- 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

- 第28条 1. 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役又は支配人その他使用人であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会)

- 第29条 監査等委員会は、法令に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。

(常勤の監査等委員)

- 第30条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

- 第31条 1. 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 監査等委員全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規則)

- 第32条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款によるほか、監査等委員会に

において定める監査等委員会規則による。

第6章 計 算

(事業年度)

第33条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第34条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(中間配当)

第35条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第36条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

附 則

(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

- 第1条 1. 定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び定款第15条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずる。
2. 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。
3. 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

2022年6月29日 改定施行

原始定款	1948年	7月16日	認証			
改 定	1951.	9. 11	1953.	10. 10	1962.	12. 10
	1963.	5. 29	1965.	9. 29	1967.	5. 30
	1968.	5. 30	1968.	9. 28	1970.	9. 5
	1971.	1. 5	1972.	5. 30	1974.	5. 29
	1974.	11. 28	1977.	6. 30	1981.	6. 19
	1988.	6. 27	1989.	4. 1	1992.	6. 25
	1994.	6. 28	1996.	6. 26	1999.	6. 28
	2000.	6. 28	2002.	6. 26	2003.	6. 26
	2004.	6. 25	2006.	6. 28	2007.	6. 27
	2009.	6. 25	2011.	3. 10	2011.	6. 24
	2016.	6. 28	2019.	6. 26		